

第129号議案 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

(目次)		ページ
1	改正理由	2
2	改正の内容	2
3	施行期日	2
4	新旧対照表	3～4
5	【参考】災害派遣手当の額の基準	4

総 務 部
令和5年9月

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備すること等を目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部が改正（令和5年8月14日政令第260号により、施行期日が令和5年9月1日とされた）され、本市の条例に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称の変更や、引用する規定の条ずれの整理等の必要が生じたため、関係条文の整理を行うもの。

2 改正の内容

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称の変更（第1条及び第2条関係）及び文言の整理（第2条関係）を行うもの。

改正後	改正前
特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
特定新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等緊急事態措置

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の条ずれに対応するもの（第2条関係）。

改正後	改正前
第26条の8	第44条

(3) その他所要の整備を行うもの（第3条関係）。

改正後	改正前
災害派遣手当等	災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

3 施行期日

公布の日（令和5年9月1日以後に支給する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について適用する。）

4 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○災害派遣手当等に関する条例 (昭和57年12月27日条例第30号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第2条 災害派遣手当等は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給することができる。</p> <p>(1) 災害派遣手当 次のア又はイに掲げる職員</p> <p>ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員</p> <p>イ 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員</p> <p>(2) 武力攻撃災害等派遣手当 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員</p> <p>(3) <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員</u></p> <p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>第3条 災害派遣手当等の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する職員に支給する<u>災害派遣手当等</u> 災害派遣</p>	<p>○災害派遣手当等に関する条例 (昭和57年12月27日条例第30号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第2条 災害派遣手当等は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給することができる。</p> <p>(1) 災害派遣手当 次のア又はイに掲げる職員</p> <p>ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員</p> <p>イ 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員</p> <p>(2) 武力攻撃災害等派遣手当 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員</p> <p>(3) <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員</u></p> <p>(災害派遣手当等の額)</p> <p>第3条 災害派遣手当等の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する職員に支給する<u>災害派遣手当、武力攻撃災</u></p>

改正後	改正前
<p>手当の額の基準を定める件（昭和37年自治省告示第118号）に定める額</p> <p>(2) 前条第1号イに規定する職員に支給する災害派遣手当 災害派遣手当の額の基準を定める件（平成25年内閣府告示第204号）に定める額 (委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年9月1日以後に支給する特定新型コロナウイルス等対策派遣手当について適用する。</u></p>	<p><u>害等派遣手当及び新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当</u> 災害派遣手当の額の基準を定める件（昭和37年自治省告示第118号）に定める額</p> <p>(2) 前条第1号イに規定する職員に支給する災害派遣手当 災害派遣手当の額の基準を定める件（平成25年内閣府告示第204号）に定める額 (委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

5 【参考】災害派遣手当の額の基準（昭和37年自治省告示第118号及び平成25年内閣府告示第204号）

施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
派遣を受けた 都道府県又は市町村 の区域に滞在する期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円